

志摩市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

観光を主要産業とする志摩市において、観光を中心とした効果的な地域振興を図り、持続可能な観光地づくりを実現するためには、市の観光地経営の中心的な役割を担う観光地域づくり法人、いわゆる「地域 DMO」である一般社団法人志摩市観光協会（以下「観光協会」という。）の機能強化が必要です。

また、市と観光協会が連携して観光事業に取り組むことにより、市の観光を取り巻く環境の変化に対応しながら、市の観光を活性化させ、元気で持続可能な観光地づくりにつなげていくことができると考えられます。

これらの理由から、市の観光振興をより一層推進するため、観光協会に職員を派遣できるよう、現行条例を改正するものです。

なお、本条例に関連し、附則により、公益的法人等に派遣される職員の懲戒の手続及び効果について規定する「志摩市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の一部改正を併せて行います。

2. 改正する条例の要点

関連する条例の対象団体に観光協会を追加します。

3. 改正による効果等

市の観光振興をより一層推進するため、観光協会に職員を派遣できるようになります。

この条例の施行期日は、令和 7 年 7 月 1 日とします。

志摩市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年志摩市条例第33号)新旧対照表 (本則による改正)

現行	改正後 (案)
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)～(3) (略) 2・3 (略)	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 一般社団法人 志摩市観光協会</u> 2・3 (略)

志摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成16年志摩市条例第38号)新旧対照表 (附則による改正)

現行	改正後 (案)
(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人) 第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1)～(3) (略)	(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人) 第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 一般社団法人 志摩市観光協会</u>